

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あきる野市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを確認し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

あきる野市長

公表日

令和2年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、各種申請・届出に伴う受理・審査・報告等に関する事務処理を法定受託事務として行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>① 国民年金被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退、年金手帳再交付申請及びその他変更等の届出に関する事務 ② 国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例申請等に関する事務 ③ 老齢、障害、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金、特別障害給付金、年金生活者支援給付金等の給付に関する事務及びその他受給者に関する届出に関する事務 ④ 日本年金機構からの照会に対する回答に関する事務 ⑤ 日本年金機構から收受した処理結果のシステム反映処理 ※届出等受理した情報は、日本年金機構に報告する。</p>
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31、83、95項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部保険年金課
②所属長の役職名	市民部保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 総務部総務課法規係 電話042-558-1111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 市民部保険年金課 電話042-558-1111(代)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月21日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長の役職名	市民部保険年金課長 薄 丈廣	市民部保険年金課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則(平成30年個人情報保護委員会規則第2号。)及び特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(平成30年個人情報保護委員会告示第2号。)により、所属長氏名の記載廃止
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	IVリスク対策 「1～9」項目新規追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則(平成30年個人情報保護委員会規則第2号。)及び特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(平成30年個人情報保護委員会告示第2号。)により、リスク対策の記載追加
令和2年4月1日	再実施	なし	特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、5年経過前に特定個人情報保護評価を再実施した。	事後	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、当該評価の調整が困難であったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	<p>国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>① 被保険者の資格取得・喪失・異動等の届出に関する事務</p> <p>② 国民年金保険料の免除、納付猶予申請等に関する事務</p> <p>③ 年金受給に伴う裁定請求等に関する事務</p>	<p>国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、各種申請・届出に伴う受理・審査・報告等に関する事務処理を法定受託事務として行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>① 国民年金被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退、年金手帳再交付申請及びその他変更等の届出に関する事務</p> <p>② 国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例申請等に関する事務</p> <p>③ 老齢、障害、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金、特別障害給付金、年金生活者支援給付金等の給付に関する事務及びその他受給者に関する届出に関する事務</p> <p>④ 日本年金機構からの照会に対する回答に関する事務</p> <p>⑤ 日本年金機構から收受した処理結果のシステム反映処理</p> <p>※届出等受理した情報は、日本年金機構に報告する。</p>	事後	公表日から5年経過することに伴う評価の再実施による変更(文言の一部修正と事務の追加)
令和2年4月1日	I 関連情報、3. 個人番号の利用、法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項	<p>番号法第9条第1項 別表第一の31、83、95項</p> <p>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2</p>	事後	公表日から5年経過することに伴う評価の再実施による変更(法令根拠の精査に伴う修正)
令和2年4月1日	IVリスク対策、6. 情報ネットワークシステムとの接続	(入手)十分である (提供)十分である	(入手)接続しない (提供)接続しない	事後	公表日から5年経過することに伴う評価の再実施による変更(誤記の修正)